

地方独立行政法人

北松中央病院

第5期中期目標

地方独立行政法人北松中央病院（以下「北松中央病院」という。）は、平成22年3月31日、佐世保市と北松浦郡江迎町（以下「旧江迎町」という。）の合併に伴い、設置者を旧江迎町から佐世保市へ承継されて今年で7年目となる。

現在、佐世保市北部地域ならびに平戸市、松浦市及び佐々町（以下「佐世保北部地域等」という。）は、少子高齢化が著しく、このまま出生率の低下と15歳から64歳までの労働人口の流出が進むと、佐世保北部地域等の人口構成は、近い将来深刻な事態となることが容易に予想される。

また、心筋梗塞など疾病に伴う死亡率も高い地域である。

佐世保北部地域等の医療資源については、医師の高齢化や後継者不在に伴う診療所の閉鎖、医師をはじめとした医療スタッフの不足など深刻な状況にある。

このような非常に厳しい状況下、北松中央病院は、佐世保北部地域等の中核病院としての重責を担っており、その存在意義は、今後さらに大きくなることが予想される。

医療環境の厳しさを増す中において、佐世保北部地域等の医療崩壊を未然に防ぎ、住民が安心して日々の生活を営むためには、公立病院である北松中央病院の安定こそが重要となる。

よって、北松中央病院に対し、地方独立行政法人制度の特長を生かした、迅速な意思決定・自律的かつ弾力的な経営を行い、地域に必要とされる医療を安定的かつ効果的に提供することを求め、ここに北松中央病院の第5期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

第5期中期目標の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

(1) 地域の実情に応じた医療の提供

北松中央病院は、佐世保北部地域等における人口の減少傾向や著しい高齢化及び疾病構造や地域医療の変化を踏まえ、地域住民に安定した適切な入院・外来の医療を提供するとともに、患者及びその家族の視点に立ち、安全で安心な質の高い医療を提供すること。

(2) 高度・専門医療

各診療科においては、それぞれが高度で専門的な医療を継続するために、学会や講演会等を受講し、質の向上に努めるとともに、高度医療の実践に必要な医療機器の更新や整備を計画的に行い、佐世保北部地域等における他の医療機関では担うことが困難な高度・専門医療を提供すること。

(3) 救急医療

地域の医療機関ならびに救急隊との連携及び役割を踏まえ、地域住民の生命を守るため、できる限りの救急搬送を受け入れ、佐世保北部地域等において初期・二次救急医療を提供すること。

(4) 生活習慣病（予防）への対応

佐世保北部地域等の生活習慣病等の早期発見と予防のために、各種健診を実施するとともに、糖尿病患者等への生活習慣改善指導の実施に努めること。

また、食事療法、運動療法等による血糖値管理などを行うと同時に、血液浄化センターの機能を活かした透析患者の治療にあたること。

(5) 感染症医療・災害対策

感染症医療については、感染症指定医療機関として関係機関と連携し、佐世保北部地域等における感染症診療の中核的役割を果たすこと。

また、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、必要となる医療救護

活動を実施できる体制を維持し、迅速な対応が行えるようにすること。

(6) 在宅への復帰支援

患者の早期の在宅復帰を支援するため、患者の状態に応じたリハビリテーション等の充実に努めること。

(7) 介護保険サービス

在宅での介護や治療を安心して行える体制を維持するため、在宅サービス（居宅介護支援、訪問看護、居宅療養管理指導等）を提供すること。

2 医療水準の向上

(1) 医療スタッフの人材確保

佐世保北部地域等に必要な質の高い医療の提供を維持するため、引き続き医師、看護師、その他のスタッフの確保に努めること。また、スタッフの教育体制、診療環境の向上、育児支援等の充実に努め、魅力ある病院づくりに努めること。

(2) 医療スタッフの専門性及び医療技術の向上

医療スタッフ（事務部門を含む。）においては、関連する研修会・勉強会・学会に参加し、各々の専門知識の修得と技術の向上に努めること。

(3) 医療人材の育成

医師、看護師、薬剤師などの医療系学生に対する臨床研修の場としての役割を果たすよう努めること。

(4) 臨床研究の推進・医療の質の向上

長崎大学等を中心とした研究に参加し、共同研究を行うことにより、その成果の臨床への導入を推進し、医療の発展に寄与すること。

3 患者サービスの向上

(1) 待ち時間の改善

診察、検査、手術等の待ち時間の改善を図ることで、患者サービスの向上に努めること。

(2) 院内環境の快適性向上

患者や来院者に対し、より快適な環境を提供するため、プライバシーの確保等に配慮した院内環境の整備に努めること。

(3) 患者満足度の向上・インフォームドコンセントの徹底

患者に対する満足度調査を引き続き定期的実施し、その意見や要望等について速やかに対応するとともに、分析・検討を行い、患者満足度の向上に努めること。

患者を中心とした医療を展開するため、患者自らが医療の方針に合意することが出来るよう、インフォームドコンセント^{*1}の徹底に努めること。

^{*1} informed consent 患者が医師から治療法などを十分に知らされたうえで同意すること。

(4) 職員の接遇向上

患者に対して温かく心のこもった職員の接遇・対応の一層の向上に努めること。

(5) 医療安全対策の実施

院内感染防止対策を実施し、患者に信頼される良質な医療を提供すること。また、院内・院外を問わず医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策に努めること。

4 地域医療機関等との連携

(1) 地域医療機関との連携

限られた地域の医療資源の中において、それぞれの機能に応じて適切な役割分担と連携を図り、適切な医療サービスを提供するため、佐世保北部地域等の医療機関との連携の強化・機能分担を図ること。

(2) 地域医療への貢献

地域医療機関等との研修会や研究会を開催するなど、地域医療の質を高めるとともに、質の高い医療の提供が出来る仕組みづくりに努め、地域医療に貢献すること。

また、保健・医療・福祉サービスを提供する地域の様々な施設とのネットワーク、連携及び協力体制の強化を図り、佐世保北部地域等において必要とされる役割を積極的に果たすこと。

5 市の施策推進における役割

(1) 市の保健・医療・福祉行政との連携

佐世保市における保健・医療・福祉の各関連施策の推進にあたっては、積極的にこれに協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な業務運営

医療環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、法人運営体制の機能を強化し、不断の業務運営の見直しを行うことにより、より一層の効率的な業務運営体制の確立を図ること。

2 事務部門の専門性の向上

病院経営、診療報酬制度など病院特有の事務及び関係法令に精通した職員を確保・育成することにより、専門性の維持及び向上を図ること。

3 職員満足度の向上

職員を適材適所に配置することで、効率的な職場を実現し、業務・業績の向上に繋げることが出来る職場環境の整備に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

公的病院として、安定した医療を提供していくための経営基盤を維持すること。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

医療制度の改正や診療報酬改定等、医療環境の変化に迅速かつ的確に対処することで収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止ならびに未収金の防止対策を行い、早期回収に努めること。

(2) 費用の節減

人件費比率の適正化、医薬品・診療材料・医療機器等の購入方法の見直し、後発医薬品の導入促進など費用の節減に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 財務体質の強化に関する特記

公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法第85条第2項の規定のとおり独立採算による経営を原則とされている。本市においても、同条第1項の規定に基づき設置者が公営企業型地方独立行政法人に対して負担するものとされている経費を除いて、原則として設置者は負担しないということを踏まえ、さらなる財務体質の強化策を検討・実行し、病院経営の安定化を図ること。

2 法令・社会規範の遵守及び情報公開

地域住民に信頼される病院として、佐世保北部地域等の医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守すること。

また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。